

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第15回)

議事録(案)

- 1.日時 :平成15年6月18日(水)10:00~12:00
- 2.場所 :中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3.出席者 :

細田博之科学技術政策担当大臣

【委員】阿部博之会長、井村裕夫議員、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、松重和美委員、山本貴史委員

【総務省】金谷学 通信規格課長

【文部科学省】田中敏 研究環境・産業連携課長

【経済産業省】橋本正洋 大学連携推進課長、辻義信 標準課長

【特許庁】南孝一 技術調査課長

【事務局】大熊政策統括官、永松審議官、扇谷参事官

- 4.議題 :
 - 知的財産戦略について

5.議事要旨

会長

それでは、定刻になりましたので、「知的財産戦略専門調査会」を開催いたします。

お忙しいところを細田大臣にお見えいただきましたので、ごあいさつをお願いいたします。

細田大臣

皆様おはようございます。今日は、第15回目の「知的財産戦略専門調査会」でございます。お陰様をもちまして、本調査会の提言といたしまして、研究開発・特許取得・標準化を一体的に推進し、すぐれた研究開発を国際競争力強化につなげていくための特許と標準の包括的対応の在り方、2番目としまして、知的財産の原則機関帰属、大学への知的財産本部設置開始等を踏まえた大学等における知的財産活動の在り方等に関する具体的な知的財産戦略を

取りまとめることができるわけでございます。

本提言につきまして、今日おまとめいただきますと、明日19日の官邸での第29回総合科学技術会議で御了承いただいた後、20日の知的財産戦略本部会合で審議されます知的財産推進計画に反映していただくこととしておりまして、ここで結論が出ると、カセットのようにカチャッと入るよう準備しておるわけございまして、荒井事務局長としてそういう手配をしておられますので、是非、今日は御審議をいただきまして、いい結論が出ることを期待しております。

また、重要な課題につきましては、今後引き続き御検討いただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。

今、大臣から御説明いただきましたようなことで、本日はそういう意味でも非常に大切な会議ですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず資料確認を事務局でしてください。

事務局

(資料の確認)

会長

ありがとうございました。前回もいろいろ御議論いただき、委員の先生方の御意見等を踏まえリバイズト・バージョンを事務局の方でつくってもらいました。まず、その説明を事務局にしてもらい、その後、御議論を賜りたいと思います。

まず、事務局、説明してください。

事務局

(資料1に沿って説明)

会長

ありがとうございました。大分まとまってまいりましたが、今日のこの資料1についていろいろ御意見をちょうだいしたいと思います。

委員

16 ページのライセンスプールのところですが、ちょっと理解できないところもあります。下から4行目、特許を有している人が権利行使をすることの是非というところです。これはライセンスプールに入っている権利者がそのライセンスプールに入っていない実施者に対して権利行使をすることの是非というところ、これは何か直観的には別に権利者なので、権利行使をしてもいいと思います。むしろライセンスプールに入っていない人が、ライセンスプールに入れないようにするということが問題であるという前回の指摘であったと思いますが、その点は何かいろいろ経緯があったのでしょうか。

会長

修正いただいた箇所かと思いますが、わかる範囲で教えてください。

事務局

この部分については、技術標準に資する特許を有する複数の権利者がライセンスプールを形成している場合に、ライセンスプールに参加していない第三者が外から権利行使するということに対して、それがいいのか悪いのかという、そういう部分の議論をするという意味で書いております。

委員

そうしますと、ここはライセンスプールに入っている人が権利行使をするという意味ではなくて、入っていない人が権利行使をするという意味ですか。

事務局

プールに入っている人たちが権利行使できるのは議論の余地がないものから、その部分については説明不要ということであえて書いてはおりません。

委員

ありがとうございます。

委員

この部分ですが、国際標準において、ライセンスプール制を形成する場合もありますし、全くライセンスプール制を形成しない形で国際標準を決める場合もあります。

パテントプールを形成している場合には、その標準に関する必須特許の権利を持つ第三者がいてもパテントプールに入るように促すことができるわけです。多分、この部分は、パテントプール制を形成していない、なおかつ国際標準が決められた後で、その標準に関する必須特許の存在というのが発覚した場合にどう取り扱うかという問題点をここでは指摘していると思います。

ですから、多少わかりにくいところもありますが、この表現でいいのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

34ページの「5.大学の知的財産教育機能の強化」の中で、(2)とか(3)とかの記述で前回までは「支援する」となっていたのが「促進する」と変わって、おとなしくなったというか、後退したような感じもします。その点、実質的な違いがあるのかどうかということをお聞きしたいです。

それからもう一つは、独立して理工系大学における知的財産教育というのがあったのですが、その点が今回はなくなっております。その点もちょっと併せて2点お聞きしたいのです。

事務局

末尾の点については、調整の中で一番穏当な表現という形になっております。内容についての変更という意味ではございません。

それから、理工系大学という表現がなくなったのは、必ずしもそういう特定のところだけではなくて、広くいろいろな大学でこういうことをやっていただきたいという趣旨ですので、ある程度範囲を広げた御理解いただければと思います。

委員

ありがとうございます。それは最初の、「支援する」というのを「促進する」というので内容は変わらないということでしたら、それは問題ないと思います。また、理工系大学に限らず、全大学で知財教育を促進するというのは、当然だとは思いますが、やはり今回の全体の知財の強化の流れというのは何といたっても理工系、も

っと広く理系の人たちに当初から知財の知識を持ってもらい、新しい技術の開発に際しては、知財も併せて考えるというところがかなり強かったのではないのかなという気はします。

会長

おっしゃるとおりですが、理工系といいますと、例えば、医学であるとか薬学であるとか、農学系が抜かされるのではないかという御心配の御意見がありまして、そういう誤解を受けないように削除してしまったということです。理工系が大切であることはいささかも変わらないと私は認識しております。

それから、もうひとつの「促進する」というのは、若干補足をさせていただきますと、今、国立大学の法人化が国会に上程されているのは御存じだと思いますが、これまでのさまざまな議論において、国が大学に対してはしの上げ下ろしをし過ぎるのではないかということに対する強い批判が各界からございます。各省についてははっきりしたことを書いてもいいのですが、大学については、やはりこういう表現の方が大学が自らの責任で動くということで、決して弱めたのではなくて、むしろ強めたということの理解を取る方ももしかしているかもしれません。そういうことで、大学の自主性に配慮したということで、中身は変えたつもりはないので、そういうことだと私は理解しております。

委員

ありがとうございます。非常に丁寧にまとめた御説明でありがとうございます。

何といいますか、内部で大学関係とか、官庁にもいろいろ詳しい方がそういうお考えでやられたということで問題はないとは思いますが、全部が全部そういう自主的な、さあ、自由にやりなさいよということでうまく行かない場合もあると思います。そこら辺は実質の運用において適宜、余りうまく行かない場合にはもっとしっかりせよというふうなところも必要だと思いますので、実際の運用において考えていただければと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、ほかの点いかがでしょうか。

委員

28 ページの(4)の「国内優先権制度の弾力的運用」というところで、これは前回も議論申し上げ、特許庁さんに表現ぶりをお願いしたわけですが、特許請求の範囲の記載方法の簡略等と「等」が付いているからいいと言えいいのですが、このところは明細書等の全体の記載について見直すという表現の方が、クレームについてどうこうということ特定しない方がよいのではないかという気がいたします。

それから、これは全体的な表現ですが、「大学等」というところと、それから「大学、公的研究機関」というふうに並んでいるところと両方の表現が出てきます。一番最初の部分で「大学等」と言ってくくっているのですが、その後に来ると大学と公的研究機関が並列して出てくるところがあり、これは意図的に使われているのか、意図的でないのであれば、表現を統一した方がいいと思います。

それからもう一つ、表現ぶりですが、体言止めと文章になっているところが両方あります。例えば、34 ページの(1)のところで、黒ポツのところ体が言止めにしているという趣旨の整理なのですか。全部を詳細に見ておりませんが、文章の構成の仕方で、黒ポツは体言止め、それ以外は文章という整理が全部出されているのであれば問題はないと思いますが。

会長

今、2種類ありまして、28 ページの(4)の問題と、それから文言上の問題とですが、順番どちらでも結構ですから。

事務局

国内優先権制度の方は特許庁の方から御説明いただいた方がいいと思いますが、「大学、公的研究機関」のところは、すべて各章ごとに最初は「大学・公的研究機関」として、あと「大学」等というふうに整理をさせていただいたつもりですが、漏らしたところがあるかと思えます。ここは見直しをいたしまして、整理をさせていただきます。

それから、ポツのところにつきましては、御指摘のとおり、ポツのところは体言止めという形で整理をさせていただいたつもりですが、もう一度精査をさせていただきます。

会長

では、もう一度見直して、今の御注意のとおりになっているかどうかチェックしてください。

では、特許庁、どうぞ。

特許庁

今の国内優先権についての委員の御指摘ですが、明細書の記載の簡略化というと、国内優先権制度とは言え、出願当初の明細書にはきちっとすべてを開示しないといけないので、逆に誤解を与えてしまうかなと思います。むしろ先生方に出願当初からきちっとクレームをつくるということは、そこが大変だということではないかと思いますので、出願当初のクレームの記載の簡略化等について検討するという趣旨で、このように書かせていただいたのですが、よろしいでしょうか。

委員

クレームの記載は、明細書全体の中で補正をすることができるというのは現行法の規定ですね。にもかかわらず、記載を簡略化するというところの意味がもう一つわかりにくいような気もしますが。

委員

今の点に関連していいですか。

会長

どうぞ。

委員

私も基本的には委員の意見と同じで、特許請求の範囲というのは特許制の要件の判断の一番基本になるだけではなくて、特許登録後の権利行使の発行力の範囲を決める重大な記載ですから、それを簡略化してもいいということになっては、それはいかに大学等の研究者のする出願であるといっても、特許性の要件の判断も権利行使の問題もあいまいにすることになって、非常に問題があるのではないかと思います。

ですから、この点は、表現ぶりや特許請求の範囲の簡略化という言葉ではな

しに、もう少し出願しやすくするようにできるだけ配慮しますというのは、趣旨はよくわかりますが、何かそういう趣旨になるようにやはり考えた方がいいと思います。

委員

もともと提唱者として、これはやはり大学の先生方が一番困っていることで、例えば、アメリカに仮出願という制度、仮出願では請求の範囲は書かなくていいわけですし、日本の研究者、大学の先生方がアメリカの大学の先生方に比べて圧倒的に不利なところ。これはせっかくいい発明がどんどん出てきているところで、それによって正式な出願でないとだめということで遅れてしまうということはまさしく日本全体のマイナス点になるというふうなところで、あえて提案させていただきました。国内優先権制度ですと、次に国内優先権を主張して出願すれば、実質的にクレームが最初はなくても同じということで、かなり実需要といたしますか、そういう要望からのお願いということでございますので、是非ここは簡略化というふうなことはお願いしたいと思っております。

委員

今、アメリカの仮出願制度の問題が出てきましたが、実は、知的財産研究所で2年前に仮出願問題と先行技術の問題について調査研究委員会で1年間調査研究してきました。その結果、仮出願制度は、これの利用が日本においても極めて少ないだけでなく、いろいろの問題点があり、むしろ日本の特許制度に取り入れるのには消極的というのが大体、委員会の意見であったわけです。

そういう点で、仮出願制度をイメージしてこういう制度を導入するかどうかということは、かなり慎重でないといけないのではないかと私は思います。

会長

今の点について。どうぞ。

委員

アメリカの場合、そもそも先発主義を取っているわけでありますから、出願手続の出願の意味が違うわけです。そういうことも踏まえて議論をしなければいけないと思います。

それから、昨年、36条を改正したのも、条約関連で改正したわけです。したが

って、記載要件というのは勝手に日本国内だけで決めるわけにもいきません。そういう国際調和の観点というのは、前回も御指摘があったと思います。外国で出願としてちゃんと認められるようにという御指摘もあったわけです。そういうことも踏まえて文章にしてください。アメリカと日本と制度の違いを無視して、いきなり持ってくるというのは、やや議論が乱暴ではないかと思います。

委員

アメリカの先発主義は、先発明者を確認するまでは先願主義で審査をしているわけですし、その点で日本の発明者が不利になるということは全くないわけです。それから、国際調和の観点は、これは先ほどのアメリカの仮出願もヨーロッパでは同じ取り扱いを受けるわけですし、日本のこういうふうに変えたからといって、日本の研究者だけがヨーロッパで不利な取り扱いを受けるということにはならないと思います。それは出願人の選択の問題で、グレースピリオドも6か月間ありますし、優先権が1年半に延びるわけではないし、この点は出願人が自己責任で選ぶ問題というふうに考えます。

委員

大学の特許に関して現場で起こっていることを言います。実際には多くのペーパーが海外の雑誌とかで最初にパブリッシュされるような機会が多いものですから、それがアクセプトされた段階で、急遽出願をしなければいけないというケースが多くなります。実際にどういうことが起こるかということ、まず、アメリカで仮出願で出すというようなことも、年々私どもも増えてきておるのが実態です。確かに、アメリカと日本の特許制度の違い等はよく存じ上げているつもりですが、実際には、日本の特許庁に先に出願するのではなく、米国において仮出願で先に出すケースが増えておるというのも、御配慮いただければというふうに思います。

会長

委員は、この文章のとおりで一応いいということでしょうか。

委員

実際に請求項を付けるかどうかということ、仮出願を行う場合にも、私どもも請求効を付けて出願するケースが、例のテスト判決の話があって、ちょっと揺らいだとい

うところはありました。実際には付けているところは、間に合えば付けていくというところが実態ではあるので、そこはちょっと微妙なところではありますが、できるだけ弾力的な部分というのは残していただきたいという気持ちはございます。

会長

今の簡略化という文言についてはどうでしょうか。

委員

簡略化という言葉がとても広い意味で、先ほど議論があったところもよく理解できますので、簡略化という言葉がいいのかどうかというのはちょっと。

会長

この件についてどうですか。

委員

確認ですが、最後の行に「本制度の趣旨及び内容を十分周知する」という記載があります。これは前向きな意味でとらえていいのか、今議論されている中であるように、欧州では極めて危険な権利を失う可能性が非常に高い部分があるものですから、そういう意味で非常にマイナス要素としてこういう趣旨を徹底するという意味で言っておられるのか、その確認をさせていただきたいと思います。

特許庁

最後の「本制度の趣旨及び内容を十分周知する」という意図は、前回も触れましたが、あくまで国内優先権制度ですから、その出願にすべてをきちっと開示しておかないと、未完成なものを後の出願で完成した場合には、出願日の遡及がなくなるということをわかった上でこの制度を利用していただかないと、かえって発明が特許にならなくなってしまうということを御理解いただきたいという趣旨です。

会長

今の件、更に御意見ございますか。

委員

ちょっとくだいようですが、特許請求の範囲の記載の簡略化というのは、必ずしも特許請求の範囲がなくてもいいということだけでなく、例えば、現在の書き方というのはかなり拘束があるわけです。例えば、その箇条書で必要なこと、要件だけを本文に書くとか、またはかなり広い書き方でも認めるとか、そこら辺は現在でも別に出願だけは審査していないわけですから、どのような書き方でも方式的には通るとは思います。そんなことも含めてという、かなり簡略化とは書いてありますが、かなり広い意味ではないのかなというふうに思います。

会長

この件、決着つけたいので、この件でほかに。

委員

記載要件につきましては、現行法で、出願人が発明を特定するということが書かれているわけです。それを簡略化しなくても、現行法の運用の中でできるということだと思います。簡略化というと、先ほどの議論でいくと、なくてもいいということを含むような議論を含むような気がします。請求の範囲のない、つまり保護の対象についての記載がない出願というものを出願として認めることはできないと思います。

事務局

中身を略するのではなくて、先ほどの言うようにもっと箇条書とか、要件だけあればいいという考え方で補足するという点ではないでしょうか。

委員

ここで細かいことの議論を詰めるというのは、会議の場として適当でないと思います。第三者が読んでどう思うかということを含めて、記載要件について再検討するというのであれば、それ以上反対はしませんが、これを読むと、クレームの記載を簡略化するというふうに明示して書いてあるので、その点についてはやや問題があるのではないかと繰り返し申し上げておきます。

会長

ほかにこの件について、なければこのようにさせていただきたいと思いますが、事務局で今のいろいろな御意見を踏まえて修文を考えてもらい、関係する委員に見ていただいて、それで最終的には私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。今、御発言していただいた方全員には御意見を伺う時間がないようですので、そういうことで事務局いいですか。

事務局

結構です。

会長

それでは、そうさせていただきたいと思います。

それでは、次の別な件について、どうぞ。

委員

全体的にはよくまとめられていると思います。用語の問題で、TLOは世界的に見ると、日本の造語ですのでTLOの説明が初めに欲しいところです。あと、MOTをすぐわかる人は少ないと思うので、この説明も欲しいところです。全体的に言うと、「国の組織としてのあり方」の問題と税金である「国の資金の運用の仕方」についてもう少し整理させていただきたいと思います。アメリカの場合には、ナショナルというのは、例えば、研究所としてはNIHだけであとはみんな州立大学か民間の大学になります。バイドール法で国の研究費を使った場合に、どのように私立大学をはじめとする大学に権利が帰属するかの原則を出しました。日本では、大学や公的機関について書いてあります。これまで国の組織であった公的機関の中には国立と公立の自治体もあります。今の日本は過渡期にあり国立大学がNIHのような国の組織ではなくて、法人化されようとしています。私立大学もあり、これらにおののTLOができてくる状況にあります。このような状況において「国の組織」と「国の資金の運用」という視点から問題を整理すべきかと思います。原文で、「支援する」とか、「促す」とかいう言葉を使うときの主体と客体がいろいろで、もう少しクリアにした方がいいと思います。

会長

具体的にどの箇所でしょうか。

委員

例えば、28 ページなどに「大学等」という言葉が出てきます。「大学等」で統一されているかというのと、「国立大学の法人化に際して」というのが出てきます。それから最後の方では国公立大学というふうに全部出てきます。客体となる大学の立場によって、必ずしもイコールではないが、内容の違いはおのおので解釈しろというのでしょうか。例えば、「促す」と言った場合にも、促されたくない私立大学もあるかもしれないという気もします。研究開発費を例えば科学研究費で受け取った場合、国の資金を受け取ったからこれをこう活用しろということはいいと思います。しかし個人ではなく大学そのものについて促す、すなわち大学という組織に対して促すということになると思います。その辺の受け取り方は大学によって少し違うのではないかと思います。先ほど大学の自主性を随分強調したと言われましたが、私立大学と法人化しようという国立大学では、受け取り方が違うのではないかとちょっと気になったので、主体と客体を整理していただければと思います。

会長

ありがとうございました。それは、もう一回見直すことにしますが、項目によって必ずしも統一できないところもありますので、それはお含みいただいた上で、今のよ
うな視点でもう一回見てみたいと思いますが、それでよろしいですか。

委員

幾つかの項目で、国立大学法人と私立大学のほかに、評価ということが出てきます。研究者の評価というときに、科研費での評価をさしているのか、大学での評価を促すとなると、これは大学の成績にかかってきます。

会長

一般論は余り意味がなくて、どこか場所を指定していただかないとちょっと。

委員

では、ちょっと整理してもう一回後で。

会長

もう時間がありませんから、もしそうであれば、ちょっと御勘弁いただくことになります。

委員

ではお任せいたします。

会長

そうしていただきたいと思います。

それから、MOT、TLOについては、定義をきちんとしていなかったらチェックしてください。

事務局

TLOにつきましては、31 ページの一番上でございます。

会長

やってあればいいです。

事務局

MOTにつきましても、日本語の説明を付けてあります。

会長

TLOも付いていますか。

事務局

はい。説明しております。

会長

わかりました。それで結構です。

では、委員、お願いします。

委員

2 か所、27 ページと29 ページです。まず、27 ページ、これは前回に比べますとはるかに明快に書かれているかと存じます。(2)の第 1パラグラフですが、マテリアル、研究データ、ソフトウェア、データベース、コンテンツの部分であります。次のパラグラフ、次のページの取り扱いルールを明確にするという副題と突き合せて考えますと、この部分はむしろ削除した方がよろしいのではないかと思います。つまり、研究データとさまざまな知的財産としておいた方がよろしいように思うわけであります。ソフトウェア以下コンテンツ等までの削除です。

どうしてかと申しますと、このソフトウェア、これはコンピュータ関連のソフトウェアと想定しますと、また、データベースも含めまして、これは職務著作という制度がありまして、これが成立してしまいますと、大学等が著作者の地位を取得する、こういふことで、特許発明と全く違う制度が既にございます。その限りでは、ルールそのものははっきりしているわけです。ですから、欧米等に調査に行くまでもない話です。

それから、コンテンツについては、論文等も含めて考えますと、これは通常の運用ですと、個々の研究者に権利が帰属するという運用になっていると思いますので、この部分は、なかなか覆すのは大変ではないかと、このように思います。

そして、データベースとございますのは、むしろデータベースの素材の取り扱い、これが重要でありまして、これが研究データなどの素材になるはずですから、データベースそのものをここに掲げる必要はないと思います。ソフトウェア、データベース、ともにこれは権利の帰属につきましては、明確な制度がございます。

それから、29 ページです。これは(5)の特許関連経費の確保というところを受けた最初の部分ですが、1行目から3行目にかけて、「支援を充実するとともに、各大学等に対しても、必要な特許費用を確保することを奨励する」とあります。これは競争原理の下でというものが頭に付いていますから、これと突き合わせていきますと、むしろ自前で大学等が準備することが必要であるというトーンの方が強く出てまいります。たしか前回は大幅に拡充するという表現がありましたが、大幅にトーンダウンしているようにも思うわけであります。

それに、同じページですが、「また」というところです。3つ目のパラグラフです。「また、大学等に対する運営費交付金に」とございます。ここで、「インセンティブを減じないよう配慮する」、これは微妙な使い方、これは半分質問ですが、1つの書きぶりとしては、「知的財産関連活動へのインセンティブを高めるよう配慮する」という

書き方もあるわけですが、あえて「減じないよう」というところは、御説明いただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。3か所ですが、一番目は、27ページから28ページのところで、取り扱いルールを明確にすると書く以上は、ソフトウェア、データベース、コンテンツ等は明確であるから、あえてここは書くとすれば、それらを除いたらいいのではないかという御趣旨ですね。

後の点は、御質問、大幅に拡充というのがトーンダウンしたのではないかと、それから、減じないというのは、多分、消極的な表現ではないかと、では、それはどこからでも結構ですから。

事務局

まず1点目のソフトウェア、データベース、コンテンツの問題ですが、国立大学につきまして、国の帰属になるという話ですが、独立行政法人化後どうなるかについてはまだ明確な扱いルールができていないということです。そのところをきちっと整理をしていただくということを意味しております。

それから、後段の2点ですが、最初の「各大学等に対しても、必要な特許費用を確保することを奨励する」、自前で確保するという、大学自身が知的財産活動に自ら積極的に打ち出していくためには自前の財源確保ということも十分御理解いただいて、御努力いただきたいという趣旨も含みましてさせていただいております。

それから、大幅に増額するという部分はトーンダウンしているというのは、調整の中で、一番穏当な表現になるということで、内容がトーンダウンしたということではないというふうに御理解いただきたいと思います。

インセンティブを減じないというのは、インセンティブを高めるという、今インセンティブは低いというようなかえって誤解を招く可能性があり、インセンティブを減じないというのは、具体的にはどういうことかという、知財で一生懸命お金を稼いだら、運営費交付金をその分削るというような運用をされて、一生懸命特許取ることにはかえってマイナスに働く、そういうことがないようにしてくださいという意味での表現でございますので、「減じない」という表現の方がより適切ではないかということで書かせていただきました。

委員

第1点ですが、これは独立行政法人化とは関係のない話です。つまり、民間企業においても、職務著作が成立しますと、企業自体が著作者の地位を取得して権利をまるまる保有できるというラディカルな制度が著作権制度の中にあります。これは国立大学の問題とは全く関係ないことですので、国公立あるいは民間企業を問わず、この部分は取り扱いルールというのは明確になっているのではないかと、このように思います。以上です。

委員

もし、これを全部取ってしまうと、知的財産と言えるかどうかという問題が出てくるということが1つあります。それからデータベースについては、著作物となるものとならないものがあります。それから、コンテンツについても、著作物となるものとならないものがあります。データベース、コンテンツについては、著作権法の処理に乗るものと乗らないものがあるということだと思います。

ソフトウェアという場合に、これは多分広い意味を使っているのだと思いますので、これもすべてが著作権法上のプログラムの著作物となるという場合には限らないのではないかと、この表現でよろしいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

会長

御二人の御意見とも正しいような気がしますけれども、いかがでしょうか、この件について。

委員

今のような御趣旨ですと、もう少し切り分けといたしましょうか、説明文が必要であらうかと思います。我が国において、例えば、欧米と比較して、この辺の取り扱いルールが全面的にまだないというような印象を与えてもまずいように思います。以上です。

会長

この件について、何か。

委員

この件ですが、ちょっと違う観点なのですが、前回申し上げましたが、マテリアルと産業財産権との整合性というものを御配慮いただきたいというふうに思っております。27 ページの一番下の行ですが、「大学等において、これらの知的財産等についても」の次に、「産業財産権の運用との整合性についても配慮し」という文章を入れていただけないかなと思っております。要するに、委員がおっしゃった話と同じですが、産業財産権とのリンケージがあった場合に、そのマテリアルがA社さんに譲渡されて、産業財産権はB社にライセンスされたというような不整合が起こることの方が問題ですので、それは各大学で判断されることだと思います。そのルールづくりにおいて配慮していただきたいという意味で、それを入れていただければと思います。

会長

という御意見ですが、いかがでしょうか。

委員

ここは「知的財産等」という表現になっていて、そうすると、ちょっと文章の整合の問題が出てくるのではないかというふうに思います。知的財産と産業財産権を書き分けると、文章の不整合の問題が起きるのではないかと思います。

委員

ここで、(2)でおっしゃりたいことは、その最後の次のページの3つ目のパラグラフでございます、「特に研究マテリアルについては」とありますので、むしろそこに重点を置いた書きの方がよろしいように思うわけです。

ここに知的財産とかこういうものを介在させますと、焦点がぼけてまいりますので、研究マテリアル等の取り扱い、著作物に該当しないデータ類、この取り扱いにつきましてはルールをはっきりした方がいいだろうと、この程度にしておいた方がいいと思います。

会長

なるべく短い修正だと、どんなふうになりますか。

委員

第1パラグラフですが、「研究データ等さまざまなものが存在する」、次のパラグラフに「これらについても、できるだけ速やかに取り扱いルールを明確にする」というようなことで、知的財産は別のところでも言及していますので、ここでは新しい、権利の客体になるかどうか分からないものについて特に1項目起こしてお書きになるという書き方もあるのではないかと思います。

会長

細かい質問になりますが、知的財産という言葉を使わないで書けないかというようにも理解できますか、そうでしょうか。

委員

そうです。

会長

この件についてどうぞ。

委員

例えば「ものとする」、「さまざまなものが存在する。これらのものについても、できるだけ速やかに取り扱いルールを明確にする」という表現であれば、私は異存ございません。

会長

それに近いですね。この件についてよろしいでしょうか。そうしましたら、事務局で今のようなことで考えてみてください。

それから、前の発言の委員のおっしゃったことについては、何かほかの委員の方、御意見ありますでしょうか。

それでは、これについては考えさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、ほかのところお願いします。

委員

2点ございます。1つは、19 ページで、新たな大学における「第三の使命」というところです。もともと、大学は教育、あるいは研究を通して、社会貢献する事が求められていたと思います。それにもかかわらず、ここに社会貢献を第三の使命に位置づけてそれを明示するというのはちょっとどうかという感じがします。もう一点が、26 ページ、ここには論文情報検索システムと、特許情報検索システムを、シームレスにリンクさせ、それで大学等の研究者が必要な情報を簡便に検索出来るようにすると記述されています。ですが論文情報検索システムは、著作権問題が絡んできます。このような問題も解決していかないと、使い勝手の良い検索システムを構築することは難しいだろうと思います。使い勝手の良い、論文検索システムは、大学等だけではなくて、我々企業の方も積極的に活用して、効率的に情報収集活動を実現したいと思っていますので企業でも使える便利なシステムの構築をしていただきたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございました。第1点は後回しにして、第2点について、事務局の方で。

事務局

今回の御議論が大学の知財財産活性化ということで、大学に対しての支援ということで書かせていただきました。当然そういうシステムができれば、産業界でも使いいただけるようなものにつくり上げていけるかと思っていますので、ここでの言及につきましては、この程度にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

基本的には結構だと思います。ただ、著作権問題等、いろいろな問題があると思いますので、その部分について十分に配慮したシステム構築をする必要があると思います。

事務局

具体的なつくり方につきましては、また御相談させていただきます。

会長

おっしゃるとおりだと思いますが、そういう配慮をさせていただくことにいたします。前の方のことは、全くおっしゃるように大昔から社会貢献というのは当然あったわけですので、多少誤解も含めて日本の大学は社会貢献が非常にブアーであるということが最近強く言われてきて、こういう文言がよく使われるようになりました。ここはかなりそういったポリティカルなこともございますので、お任せいただければありがたいと思います。御趣旨は全くおっしゃるとおりです。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員

先ほどの蒸し返しになって済みませんが、今のところが気になっていた点です。19 ページの大学には国立とか私学とかいろんな大学がある中で、社会貢献について述べて、最後の 31 ページの 4 . の T L O とか活性化について述べてあります。機能強化で各大学の創意工夫に基づくと、31 ページの真ん中では書いてあります。しかし未整備のところについては、「策定することを促す」というふうに、国として「促す」ような文言にも取れます。私立大学の中にはそういうものになじまないところもあるのではないかとということがあります。あくまでも自発的にすべきではないかということで、やりたいところをエンカレッジするという趣旨を明確にした方がよいと感じたので、ちょっと申し上げました。

会長

これも大変難しく、御趣旨のような御意見に私は賛同するところは多々ありますが、もっと国が積極的に、先ほどもちょっとありましたが、もっと積極的に促すべきだという御意見もありますので、この辺は難しいところですが、もう一回見直して読ましていただいて、判断させていただきたいと思います。

ほかの点、いかがでしょうか。

委員

1点、確認ですが、この総合科学技術会議の知財戦略専門調査会の中では日本版バйдールの強化というか、徹底という話がなされていましたが、この中には出てきません。それは全体の知的財産戦略会議の中では押さえられている

という確認でよいのでしょうかという質問です。

会長

では、先に事務的におっしゃっていただけますか。

事務局

昨年 12 月にまとめさせていただきました調査会の中から2テーマを取り出しております。総論につきましては、前回の会議の中に既に提言させていただいておりますので、あえて言う必要はないということで、そういう文言の書き出しはあえてしておりません。

事務局

念のため「意見具申」という格好で各大臣に対してこの問題を投げかけましたので、実行してもらおうということになっています。

会長

井村会長時代のです。ほかの点、いかがでしょうか。

委員

先ほどの 19 ページのところですが、前の委員の御指摘を踏まえると、これはいろいろな問題があるでしょうが、大学が教育と研究を通じて社会貢献をしてきたがという文章でもどこかに入れてあげるとよいと思います。

会長

ポリティカルな点ですので、それはお任せください。どの方の御意見も正しいのです。ほかの点、いかがでしょうか。

委員

私もマイナーですが、先ほど議論のあった 29 ページの「インセンティブを減じない」という部分ですが、説明はありましたが、これを「より高める」くらいのような表現の方が、国としては、これをやるという姿勢が伺えると思いますけれども、その辺りもう一度考慮をお願いします。

会長

わかりました。私もその方がいいように思いますが、より高めるのであれば、先ほど事務局から心配があったように、今がだめだということにはならないわけですね。そういう方向でちょっと考えさせていただきます。

委員

とても簡単なことですが、35ページの「(5)民間人材の活用」というところの第2パラグラフの下から2行目に「学部、学科の教官」というのがありまして、これは教員とか、そういうふうにされた方がいいのではないかと思います。

会長

大変失礼しました。私もその方がいいと思います。いいですね。

委員

34ページの5.(1)の最後の黒ポツのところです。「社会人の再教育や実務家教員の参画を容易にするために夜間部」以下あります。大事なことは、再教育と申しますか、社会人が法科大学院等に行って弁護士等になっていく。特にその中の理工系の方もおられるというところが大事だろうと思いますが、そういう意味では再教育の部分が非常に重要で、教員の参画というのは、集らなければ大学はいい教育ができないわけで、大事な方だけ残してはどうでしょうかという趣旨でございます。実務家教員の参画よりは、再教育の部分に重点を置いて、やっておるという話につなげた方がいいのかなと思っております。

会長

今の御提言は、実務家教員の参画を削除した方がいいのではないかとということですね。これはどうですか。

委員

実際に実務家教員の方が少ないというのは現実ですが、そういう方々に対しても、きちんと教員としての参加の機会を提供する必要があると思います。社会人の再教育と実務家教員もそこに参画できるという2つを比較した時、江崎委

員御指摘のとおりかもしれませんが、実務家教員の参画をばさっと削除されるよりは、明示的に書いていただいた方が我々としてはありがたいと思います。

委員

確認ですが、実務家教員の参画というのは、教員も教育を受けるという意味ですか。教員として参画するという意味ですか。

文部科学省

今、先生おっしゃっているのは、実務家教員が教師として、参画するということだということでしょうか。

委員

意味がよくわからないので、御説明を。

文部科学省

もともとっておりますのは、実際に民間企業で働いていらっしゃる方々、あるいは本当にMOTなどでやろうとする実務家教員についても、きちんと参加できるような夜間部、サテライト講座を開設したいということで、実務家教員がこのサテライトの教師、教授で参画するという趣旨で書いたものではありません。

委員

社会人や実務家教員の再教育の参画ということになるのですか。

文部科学省

そこは再教育と書くと、何か教員については、再教育と書くのは言葉としてちょっと抵抗感があったものですから、参画としました。

委員

同じように思いますが。社会人も大学を出てやっているので、再教育なら。

会長

途中ですが、私もこの字面どおり読んでいたのですが、例えば企業その他、い

るんな団体にいるような方が教員として参加を容易にしたいということだと読んでいましたがそうじゃなかったのですか。それをいろいろ支援していくとか、あるいはそういう仕組みをつくるとか。

文部科学省

今先生がおっしゃったのは、講座を担当する教員がここに入ってきてやすくするということですか。

会長

実務家教員と言うと難しくなるのですけれども、要するに、実務家が教員として参画しやすくするというふうに読んだのですが。

文部科学省

我々もそのつもりです。

会長

そうだとどうですか。そこは誤解を受けないような表現にさせていただいて、文部科学省としてはこういうのを書いてもらおうと、次の施策にプラスになる点があると思いますので、問題がなければ書くことをお認めいただいた方がいいと思います。

委員

法科大学院等働きながら学べるような場所にしていきたいという趣旨ですので、それで結構です。

会長

ここはもう一回考えてください。

文部科学省

先ほどの29ページの「インセンティブを減じないように」というところですが、高めるようにという心は私たちもまさにそうではあるのですが、運営費交付金の用途をどうしていくのかということの関わり合いの中で、先ほど事務局の方から説明していただいたような状況で実際はございます。この知的財産活動によって得た益、こ

の益があればあるほど運営費交付金を削ろうじゃないか、という事柄を何とかして排除したいということでございます。一層高めるということになる、運営費交付金を更に別のものを上乘せするという格好になってしまうものですから、若干ネガティブではあるかもしれませんが、この表現の方が我々としては守りじゃないかと言われると、確かにそうなのですけども、こうしていただければありがたいと思います。

会長

実際はポジティブだということになる。わかりました。

委員

細かい表現ぶりですが、20ページと21ページで「大学」と「大学等」というのが両方使われていて、例えば21ページの右側の戦略のところ「以上のような状況を踏まえ、大学等」なんですが、その下の「？」に行くと「大学及びTLO」「大学の知的」と書いてあります。使い分けていらっしゃるならばそれはそれで結構なんですが。

事務局

一応TLOというのは大学の活動を中心として動いているものですから、基本的には使い分けをさせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。もし、御異論があれば、「等」を入れることについては検討させていただきます。

委員

4. はわかるのですが、5. は上は「大学等」で下は「大学」になっていますが、本文は「大学等における」です。

事務局

一般的には「大学等」です。場合によっては「等」を取ると、そこは明確に区別した上でもう一回検討します。

会長

わかりました。

委員

もう一点、ターミノロジーで、17 ページの一番上で、「これらについては、独占禁止法、特許法（裁定実施権の適用等）」という使い方がありますが、適用という言葉の特許庁は使っていますが。

特許庁

趣旨は適用の可否ですが、もっと適切な言葉があれば、逆に御示唆いただきたいと思います。

委員

運用ではだめですか。

特許庁

特に問題ありません。

会長

では、よろしいですか。ありがとうございました。ほかに特に何かございますか。

読んでみると、私も自分の好みに合わないところがあるときどきありますが、そこはやむを得ない点もありますが、内容が問題だというところは直していく必要がありますが、いかがでしょうか。

それでは、今までいろいろ有意義な御意見をいただきましたので、それを基にして必要な修文を行いまして、最終まとめとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほど大臣から話がありましたように、明日の総合科学技術会議で報告をさせていただきますと思います。細かいことも含めて、できるだけ委員の先生方の御意見は最優先させていただきますと思いますが、最終的な調整は会長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

これも大臣からお話がありましたけれども、明日の総合科学技術会議、私どもも本会議と呼んでいるものですが、そこで御承認をいただきましたら、知的財産戦略本部にできる限りすべてを御採用いただきたいというふうに思っておりますので、それはまた私どもの努力にさせていただきますと思います。

それでは、そういうことにさせていただきますが、若干時間が残っておりますけれども、ここでとりあえず一段落します。総合科学技術会議の意見が知的財産戦略本部の方への反映については、御説明いたしましたけれども、知的財産戦略本部の中では、多分幾つかの専門調査会というのをつくって、その中で非常に論点の整理が影響力が大きい、あるいは困難なような問題を選択的に取り上げて御議論いただくことになるのではないかと思います。その中で今日御議論いただいた点に係るところも出てくるのではないかと思います。そこはいろんな御意見、御心配の点などは反映できるように努力をさせていただきたいと思っております。

そういうことでありますが、本専門調査会、とりあえず一段落したわけですが、また別な観点から、今回は標準化と大学の問題に焦点を当てて御検討いただいたわけですが、今度何をやったらいいか。いろいろ私どもも考え始めてはおりますけれども、諸先生方で是非これをということがございましたら、今日は前会長もおられますから、それはもう終わったということが出てくるかもしれませんけれども、御提案いただければと思っております。フリートキングでお願いしたいと思っております。

知的財産戦略、特に科学技術政策という点からどういうテーマを取り上げて御議論いただいたらいいかということであります。

急に申し上げてもご意見が出ないかもしれませんが、もし、何かありましたら、特に義務的にお願いするわけではありませんけれども、事務局の方に御提案をいただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。事務局、それでいいですか。

それでは、会議資料の公表等について申し上げます。既に委員の先生方には御確認をいただいておりますが、資料2、3として、前前回及び前回の議事録を配布いたしております。資料1の知的財産戦略会議専門調査会報告書の、今日いろいろ修文する必要の箇所もございますので、公表等の取り扱いは会長一任にさせていただいて、現時点では非公開とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料1については非公開にさせていただきますが、傍聴者も含めて、そういうことに決めましたので、取り扱いには注意をいただきたいと思います。

資料2、3の議事録は公表することにいたします。

以上をもちまして、本日の会議は終了することになりますが、何かございますか。事務局、よろしいですか。

それでは、先ほど申し上げましたように、また新たな検討の必要の課題が出て

まいりましたら、お集まりいただき、御審議をいただくことになろうと思っておりますので、その点はよろしく申し上げます。

それでは、閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

以上